

川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される古紙その他の再生資源集団回収を実施する地域団体等に対し、再生資源集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付対象は、市内の自治会、子供会、老人クラブ、PTA等の営利を目的としない各種団体であって、再生資源の集団回収を定期的を実施するものとする。

(交付対象再生資源)

第3条 奨励金の交付の対象となる再生資源は、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、布類、アルミ缶、牛乳パック等とする。

(団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体は、再生資源集団回収登録団体申請書（様式1）に会員名簿（様式2）を添えて市長に提出し、あらかじめ登録をしなければならない。

(認定書の交付)

第5条 前条の申請があった団体について、その内容を審査し、適正と認めた団体に再生資源集団回収登録団体認定書（様式3）を交付するものとする。

(奨励金の交付)

第6条 登録団体として認定された団体（以下「登録団体」という。）は、認定日以後に回収した再生資源について奨励金の交付を受けることができる。

(奨励金の額)

第 7 条 奨励金の額は、予算の範囲内において、登録団体が回収した再生資源 1 キログラム(1 キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) につき 3 円として計算して得た額とする。

(交付の申請等)

第 8 条 登録団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、市長が定める日までに再生資源集団回収奨励金交付申請書兼請求書(様式 4) に再生資源集団回収実施明細書(様式 5) 及び計量証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、奨励金の額を決定するとともに再生資源集団回収奨励金交付決定通知書(様式 6) により、当該登録団体に通知するものとする。

(団体の経理及び報告等)

第 10 条 奨励金の交付を受けた登録団体は、奨励金の収支に係る経理を明確にしておかなければならない。

2 市長は、登録団体の収支状況その他奨励金の交付の適正を期するために必要があると認める事項について、登録団体に報告を求め、又は調査することができる。

(交付の取消し及び返還)

第 11 条 市長は、奨励金を受けた登録団体が虚偽の申請、請求その他不正な手段により奨励金の交付を受けたときは、交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る奨励金がすでに交付されているときは、期限を定めてその

返還を請求するものとする。

(細 則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)第 4 条第 2 項に規定する登録団体が実施した平成 1 0 年 3 月 3 1 日までの再生資源集団回収に伴う奨励金の交付の方法については、なお従前の例による。

3 平成 1 0 年 1 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日までの再生資源集団回収に係る平成 1 0 年 4 月 1 日以降に支払いを行う当該奨励金の額は、改正前の要綱 6 条の規定にかかわらず、改正後の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱第 7 条に規定する額とする。

付 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する

。

付 則

この要綱は、平成 1 6 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の回収に係る奨励金について適用し、同日前の回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の川西市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の回収に係る奨励金について適用し、同日前の回収に係る奨励金については、なお従前の例による。